

就学援助制度のお知らせ

みよし市教育委員会

みよし市では、みよし市立小中学校に通うお子様がいるご家庭で、経済的にお困りの保護者の方に、就学に係る費用の一部を支給する就学援助制度を実施しています。

<就学援助の対象となるご家庭世帯>

みよし市に住民票があり、生活保護を受給している世帯と、生活保護に準ずる程度に困窮している世帯が対象となります。〔所得制限の条件があります。〕

就学援助での「世帯」とは、同じ家に住んでいる方すべての方を含めます。祖父母や叔父叔母などで住民票を別にしている場合でも、同じ家に住んでいれば、世帯の中に含まれます。



申請フォーム

■ 手続きの方法

新規認定を希望する方は、以下のいずれかの方法で申請ください。

(1) 電子申請（あいち電子申請・届出システム）

<https://ttzk.graffer.jp/city-miyoshi-ai/smart-apply/apply-procedure-alias/syugakuenzuyohisinnnyuugaku2026>

(2) 「就学援助費受給申請書」（市ホームページからダウンロード、もしくは学校教育課から直接受取）に必要事項を記入の上、みよし市教育委員会 学校教育課（みよし市役所2階）へ郵送または窓口で申請

※ 在学している小学校・中学校での申請は原則できませんので、ご注意ください。

令和7（2025）年1月1日より後にみよし市に転入された方へ

令和7（2025）年1月1日時点でお住まいの市町村で発行される「令和7（2025）年度（令和6（2024）年分）の所得課税証明書」をご提出ください。ご提出されない場合は、認定することができませんので、よろしく願いいたします。（個人番号（マイナンバー）の利用及び特定個人情報の提供により所得課税証明書の添付を省略することができます。詳細は、みよし市教育委員会 学校教育課にお問い合わせください。）

■ 申請期限（新入学学用品費のみ）

令和8（2026）年5月15日（金） ※郵送の場合は、当日消印有効

※ 上記期限は新入学学用品費の支給を受けるための申請期限です。期限以降も就学援助の申請は可能ですが、新入学学用品費は対象外となります。

※ 上記期限までに申請された方については、審査を行い、認定となった場合は新入学学用品費を6月に支給します。なお、新入学学用品費（入学前支給分）にて既に支給済みの方には、支給はありません。

■支給費目

1. 学用品費
2. 通学用品費
3. 新入学児童生徒学用品費
4. 校外活動費
5. 修学旅行費
6. 医療費（学校の指示により治療した学校病の医療費）

（注意）・生活保護を受けている方は、修学旅行費と医療費のみが支給されます。

- ・医療費の支給については、子ども医療、障がい者医療、母子家庭等医療の受給者証をお持ちの方は、そちらが優先になりますので、医療受給者証を医療機関に提示してください。

■（参考）令和7（2025）年度支給限度額（変更することがあります）

| | 小学校 | | 中学校 | |
|----------------|----------|----------|--------|----------|
| 学用品費等 | 1 学年 | 11,630 円 | 1 学年 | 22,730 円 |
| | 他の学年 | 13,900 円 | 他の学年 | 25,000 円 |
| 新入学児童生徒学用品費 | 1 学年 | 57,060 円 | 1 学年 | 63,000 円 |
| 校外活動費（宿泊を伴わない） | 全学年 | 1,600 円 | 全学年 | 2,310 円 |
| 校外活動費（宿泊を伴う） | 4・5・6 学年 | 3,690 円 | 1・2 学年 | 6,210 円 |
| 修学旅行費 | 6 学年 | 負担額の一部 | 3 学年 | 負担額の一部 |
| 医療費 | 全学年 | 負担額の一部 | 全学年 | 負担額の一部 |

- 1 上記支給限度額を年3回（8月、12月、3月）に分けて支給予定です。
- 2 途中認定の場合は、月割り及び日割りになります。認定日により、支給されない項目もあります。
- 3 校外活動費は直接必要な交通費・見学科について、修学旅行費は直接必要な交通費、宿泊費、見学科及び体験料、並びに修学旅行に要する経費を支給します。

■申請時注意事項

- (1) 「児童生徒氏名」欄は令和8（2026）年4月の学校・学年で記入してください。
- (2) 申請は世帯ごとです（支給は対象児童生徒ごとです）。兄弟姉妹について、申請を希望される場合は漏れなく記入してください。
- (3) 「家庭状況」欄は、同一世帯で生計を共にする者の全員分（＝同じ住所（家）で生活している全ての人）を記入してください。
※住民登録上、別世帯であっても、生計を共にしている人がいる場合（同じ住所（家で）生活している場合）はその人も世帯員として記入してください。（例：母子と祖父母が住民登録上は別世帯で同居の場合、世帯構成員は祖父母＋母子の4人となります。）
- (4) 民生児童委員の方が、生活状況等の調査のために訪問することがありますので、連絡が取れるよう電話番号を必ず記入してください。
- (5) 申請理由は必ず記入してください。
「4 その他」の方は、具体的に詳しく理由を記入してください。（収入が減少しことにより生計が厳しいため など）
- (6) 振込先は、必ず保護者名義の口座を記入してください。

■ 申請結果のお知らせ

認定結果については、後日みよし市教育委員会 学校教育課から郵送にてお知らせします。

■ 支給方法

保護者申請口座へ振込支給します。ただし、特別な事情が生じた場合は、学校を通しての支給へ変更されることがあります。

■ 注意

就学援助は、お子様の就学に係る費用の一部を支給する制度です。その目的に反して、生活費、学校以外の費用に使用したことが判明した時は、それ以降の援助費の支給はされなくなります。また、援助費に係る領収書は、提出をお願いする場合がありますので、必ず保管しておいてください。

※参考〔所得制限の条件について〕

【モデル世帯】 認定の基準となる所得金額の目安（制度改正により変更される場合があります）

| 世帯人数 | 2人 | | 3人 | | 4人 |
|-------------------------|-------------------|-------------------|------------------------------|------------------------------|--|
| 世帯構成 | 母(41歳) 子(小学2年) | 母(41歳) 子(中学2年) | 祖父(65歳) 母(41歳) 子(小学2年) | 母(41歳) 子(小学2年) 子(中学2年) | 父(41歳) 母(41歳) 子(小学2年) 子(中学2年) |
| 前年中の 世帯全員の 合計所得金額 | 約180万円 | 約194万円 | 約234万円 | 約256万円 | 約308万円 |

(注意)・上記はモデル世帯です。世帯人数が同じでも、世帯構成や年齢により基準金額は変わります。

- ・同居する方全員の所得を合算します。
- ・借入状況（住宅ローンなど）を考慮することはできません。
- ・合計所得金額とは、給与所得者の場合は、源泉徴収票の給与所得控除後の額です。

◆ 問い合わせ先：みよし市教育委員会 学校教育課
(電話：0561-32-8026)